



---

## 資料編

# 1 国の動向の整理

## ●地域福祉の推進に向けた国の動向

	主な法改正・施策	主な内容 (一部表記を簡略化しています)
平成27年	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書	▶ 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、福祉サービスをより包括的・総合的に提供していくための仕組みづくりについて取りまとめられる
平成28年	ニッポン一億総活躍プラン	▶ 「子供・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する」こととされる
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	▶ ニッポン一億総活躍プランにおいて示された「地域共生社会」の実現に向けた取組が推進される
平成29年	社会福祉法一部改正	▶ 市町村地域福祉計画は、①「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、②「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」、③「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」、④「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」、⑤「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を一体的に定める計画として策定することとされる(※)
	地域福祉計画策定ガイドライン	▶ 社会福祉法一部改正に基づき、計画策定にあたって踏まえるべき事項を具体化したガイドラインが示される ▶ 成年後見制度利用促進や再犯防止といった分野の取組などの視点に留意した計画を策定することが求められる
平成30年	通知「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について」	▶ 地域共生社会の実現に向け、多様な主体による連携の推進が図られる
令和元年	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ	▶ 「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべきであるとの提言がなされる
令和2年	地域共生社会の実現のための社会福祉法等一部改正	▶ 地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指すことが明記される ▶ 地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、「重層的支援体制整備事業」が示される

※ 社会福祉法第107条に位置付けられている、①～⑤の市町村地域福祉計画に盛り込む事項のうち、①・⑤が平成29年一部改正で追加されたものです。また、⑤については平成29年一部改正では、「⑤ 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項（包括的な支援体制の整備に関する事項）」というものでしたが、令和2年の一部改正で表中の文言へと変更されています。

## ●成年後見制度利用促進に向けた国の動向

	主な法改正・施策	主な内容 (一部表記を簡略化しています)
平成28年	成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 成年後見制度利用促進についての基本理念や国・地方公共団体の責務などを定めたもの</li> <li>▶ ノーマライゼーション<sup>(※1)</sup>、自己決定権の尊重、身上の保護の重視の3つの理念が示される</li> </ul>
平成29年	成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ①権利擁護支援の必要な人の発見・支援、 ②早期の段階からの相談・対応体制の整備、 ③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築の3つの地域連携ネットワークの役割が示される</li> </ul>
平成31年	市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに向けた中核機関の設置等が求められる</li> </ul>

## ●再犯防止の推進に向けた国の動向

	主な法改正・施策	主な内容 (一部表記を簡略化しています)
平成28年	再犯の防止等の推進に関する法律が施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 再犯の防止等の推進に向けた基本理念や、国・地方公共団体の責務などを定めたもの</li> <li>▶ 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有することが明記される</li> </ul>
平成29年	再犯防止推進計画が閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 令和3年までに2年以内再入率<sup>(※2)</sup>を16%以下にする政府目標が示される</li> </ul>
令和元年	地方再犯防止推進計画策定の手引き	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地域社会で孤立させないことを目指し、地方公共団体が再犯防止推進計画を策定するにあたっての視点が示される</li> </ul>
令和3年	地方再犯防止推進計画策定の手引き(改定)	

※1 ノーマライゼーション

年齢の違いや障がいの有無などに関わらず、すべての人が普通の生活を送ることができる社会が本来の姿であるとする考え方。

※2 2年以内再入率

ある年に出所した受刑者のうち、出所した年と、その翌年の年末までに再入所した者の割合。

## 2 関連法令

### (1) 社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

### (2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (3) 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

### 3 下野市地域福祉計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する下野市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、計画案を検討するため、下野市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項について協議し、その結果を市長に報告する。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係機関又は団体の推薦を受けた者

(3) 公募による者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する報告を終えたときまでとする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

#### (検討部会)

第7条 委員会の所掌事務を補佐するため、委員会に検討部会を置く。

2 検討部会の部会員は、健康福祉部長及び社会福祉課長のほか、別表に掲げる課に所属する職員のうちから、その長が指名する者をもって構成する。

3 検討部会に部会長及び副部会長を置き、部会長には健康福祉部長、副部会長には社会福祉課長をもって充てる。

4 検討部会は、部会長が招集し、その議長となる。

5 検討部会は、必要に応じ、会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

#### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

#### (その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### 別表（第7条関係）

総合政策課、市民協働推進課、安全安心課、社会福祉課、こども福祉課、高齢福祉課、  
健康増進課、学校教育課、生涯学習文化課

## 4 下野市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 下野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う住民主体の地域活動の指針となる地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を本会の会長に報告する。

（1）計画の策定に関すること。

（2）その他計画の策定に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、20人以内をもって組織する。

2 委員は、下野市の策定する地域福祉計画との整合性を図るため、地域福祉計画策定委員会を充て、本会の会長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する報告を終えたときまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、本会において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 5 下野市地域福祉計画推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定により策定された下野市地域福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、下野市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

(1) 計画の進捗状況の把握に関する事項

(2) 社会福祉法人下野市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の進捗状況の把握に関する事項

(3) 計画の評価及び見直しに関する事項

(4) その他計画の推進に必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係機関又は団体の推薦を受けた者

(3) 期間中の計画の策定に係る下野市地域福祉計画策定委員会委員の委嘱を受けた者

(4) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する報告を終えたときまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

### (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

## 6 第3期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

区分	団体名等	氏名	役職
学識経験を有する者	国際医療福祉大学医療福祉学部教授	林 和美	委員長
関係機関又は団体の推薦を受けた者	自治会長連絡協議会	川俣 一由	副委員長
	人権擁護委員会	小室 正男	
	民生委員児童委員協議会	軽部 益子	
	老人クラブ連合会	山田 博	
	いいこみ	粥見 美夏	
	地域自立支援協議会	鱈渕 泰子	
	LC 訪問看護リハビリステーション	吉田 優	
	ボランティア連絡協議会	海老原 新子	
	保護司会	布袋田 実	
	特定非営利活動法人プラネット	梶井 真弓	
	教育委員会	石嶋 和夫	
	子ども会育成会連絡協議会	國元 佐江子	
	一般社団法人 Bridge (ブリッジ)	山口 理貴	
公募による者	公募委員	小倉 清	
	公募委員	大古 理恵子	
	公募委員	齋藤 昌枝	

## 7 計画策定の経緯

年 月 日	事項	内容
令和3年 5月17日	第1回「第3期下野市地域福祉計画」検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定の考え方及び概要について</li> <li>・第2期計画の評価について</li> <li>・アンケート調査の項目について</li> </ul>
5月21日	第1回「第3期下野市地域福祉計画及び活動計画」策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定の考え方及び概要について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
7月8日	第2回「第3期下野市地域福祉計画及び活動計画」策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査、団体ヒアリング、住民懇談会の実施について</li> <li>・第2期計画の進捗状況について</li> </ul>
7月	アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15 ページ参照</li> </ul>
7月～8月	団体ヒアリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・25 ページ参照</li> </ul>
8月	住民懇談会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・31 ページ参照</li> </ul>
9月28日	第2回「第3期下野市地域福祉計画」検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査、団体ヒアリング、住民懇談会の結果報告について</li> <li>・計画の骨子案について</li> </ul>
10月15日	第3回「第3期下野市地域福祉計画及び活動計画」策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査、団体ヒアリング、住民懇談会の結果報告について</li> <li>・計画の骨子案について</li> </ul>
11月19日	第4回「第3期下野市地域福祉計画及び活動計画」策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の基本理念について</li> <li>・計画の素案について</li> <li>・パブリックコメントの実施について</li> </ul>
12月6日 ～12月24日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見なし</li> </ul>
令和4年 1月26日	第3回「第3期下野市地域福祉計画」検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの結果について</li> <li>・計画案について</li> </ul>
2月3日	第5回「第3期下野市地域福祉計画及び活動計画」策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの結果について</li> <li>・計画案について</li> </ul>